

電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

- 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長:東京医療保健大学 教授 明石眞言)では、東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者の2名から、それぞれ白血病及び結腸がんを発症したとして労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか、検討を行った。

(参考1) 白血病の認定基準

(昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線障害に係る疾病の業務上外の認定基準について」)

- ①被ばく線量：5mSv×従事年数以上
- ②潜伏期間：被ばく開始後1年を超えた後に発症
- ③対象疾病：骨髄性白血病又はリンパ性白血病

(参考2) 平成24年9月検討会報告書「結腸がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」を踏まえた結腸がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方

- ①被ばく線量が100mSv以上であること
- ②放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること
- ③リスクファクターとして、放射線被ばく以外の要因(飲酒、肥満等)についても考慮する必要がある

検討会の検討結果について

- 東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者2名に発症した白血病及び結腸がんについて、業務上との結論。(令和7年10月14日開催)

労災認定された事案について①

- 労働者は50歳代に白血病を発症した男性。
- 平成31年3月～令和元年10月のうち約2か月、放射線業務に従事。
- 被ばく線量 約 10 mSv
- 東京電力福島第一原発において、原子炉建屋近辺のガレキ撤去工事における作業の進捗確認等の施工管理業務に従事したもの。
- 事故後の東京電力福島第一原発での業務では防護服・全面マスク等を着用。

労災認定された事案について②

- 労働者は60歳代に結腸がんを発症した男性。
- 昭和56年7月～令和6年2月のうち約23年、放射線業務に従事。
- 被ばく線量 約 157 mSv
[うち事故後の東京電力福島第一原発での作業：約 37 mSv]
- 全国の原子力発電所において、原子炉建屋内の設備の設置、修繕、点検等の業務に従事し、東京電力福島第一原発事故後は、同原発において発電機への給油作業や、1号機から4号機の設備の設置等に従事したもの。
- 事故後の東京電力福島第一原発での業務では防護服・全面マスク等を着用。

東電福島第一原発における事故後の作業従事者の労災認定状況

- これまでに労災認定された東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に発症した疾病は、15件(白血病7件、真性赤血球増加症1件、咽頭がん2件、甲状腺がん2件、肺がん2件、結腸がん1件)である。本件白血病及び結腸がんを含めると、17件となる。

緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

- 緊急作業従事者(約2万人)等に対し、平成24年度から電離放射線被ばくによる疾病の労災補償に関するリーフレットを12回、直接送付している。

※以上については、緊急作業従事者を含む東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に労災補償制度について広く周知する観点から、請求人の同意を得て公表するもの。